

令和4年度第10回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和5年1月10日(火) 開会 9:30～

2. 開催場所

岡垣町役場 大会議室

3. 出欠の状況

(1) 出席農業委員 10名

田原 一男	俵口 和義	廣渡 秀雄
花田 和幸	山田 和夫	石川 久男
大村 武彦	田中 誠二	木原 緑
辻 政幸		

(2) 欠席農業委員 1名

門司 雅門

(3) 出席農地利用最適化推進委員 4名

岩崎 友久	旗生 公典	麻生 耕造
神谷 義幸		

4. 委員会に附した議案

議案第 28号 農地法第5条の規定による許可申請について

5. 事務局出席者

秦 啓 深田 秀信 中井 優介

議長 　　ただ今より第 10 回の定例総会を開催させていただきます。起立。礼。おはようございます。

全員 　　おはようございます。

議長 　　それでは事務局お願いします。

事務局 　今から現地確認に向かいます。対象地は吉木が 1 件、野間 2 丁目が 1 件、糠塚が 2 件の計 4 件で、すべて 5 条申請です。以上です。

議長 　　はい、それでは早速現地確認に行きたいと思いますので、暫時休憩いたします。

【現地確認】

議長 　　それでは再開します。議事に入ります前に本日の議事録署名人についてですが、2 番の木原委員、3 番の辻委員よろしくお願ひ致します。それでは早速議事に入りたいと思います。議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 　それでは議案の 1 ページ目をご覧ください。議案第 28 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地の転用申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求め。令和 5 年 1 月 10 日提出、岡垣町農業委員会会長 田原一男。

今回 4 件の申請が出されております。それぞれ順に説明いたします。まず 1 件目です。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は 1 筆です。場所が吉木 1036-1、地目が田、面積が 499 ㎡、区分は農振白地、権利内容は使用貸借権の設定で、転用目的は自己用住宅の建築です。

位置図を 4 ページに載せています。場所は中央公民館から北側に進んだ場所になります。5 ページに計画図を載せています。申請地に平屋住宅が建築される計画です。造成については正面道路と同じ高さまで盛土を行います。上水道と下水道は正面道路の管に接続し、雨水については申請地内に側溝を新設した上で、それぞれ水路と側溝へ放流する計画です。また、今回の転用に伴い従来使用していた取水口が利用できなくなるため、申請地内に新たに水路を設け、残った水田への取水口を確保します。6、7 ページは住宅の立面図となります。それでは別紙でお配りしております許可基準チェック表の 1 ページをご覧ください。1. 立地基準については、10ha 以上の規模の一団の農地であるため第 1 種農地となります。続いて 2. 一般基準です。1 転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と融資証明書から問題ないことを確認しております。2 転用行為の妨げと

なる権利を有するものの同意の有無については、登記簿謄本から申請人の土地であることを確認しております。3 申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された事業計画書から許可後すぐに着工することを確認しているため○としています。6 転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので○としています。8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された被害防除計画と水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第 28 号-1 について、当該委員さんが本日欠席ですが、事務局何かありますか。

事務局 門司委員からは、業者から説明を受け現地を確認し、問題なことを確認している旨の意見を確認しております。

議長 ほかに何かご意見、ご質問等ありましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第 28 号-2 について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の 2 ページ目の下段をご覧ください。譲受人と譲渡人は記載のとおりで申請地は 1 筆です。場所が野間 2 丁目 377-1、地目が田、面積が 979 m²、区分が第一種住居地域、権利内容は所有権の移転で、転用目的は建売住宅の建築です。位置図を 8 ページに載せています。場所は役場そばの野間ローソン前の農地となります。9 ページが計画図です。申請地に 4 棟の建売住宅が建築されます。10 ページが給水関係の図面となりまして、上水と下水は正面道路の管に接続し、雨水については、道路の端に新たに設けた側溝を通じ、正面道路の側溝へと放流する計画です。11 ページから 18 ページは建築される住宅の平面図と立面図となります。それでは別紙でお配りしております許可基準チェック表の 2 ページをご覧ください。1. 立地基準については、用途地域内の農地であるため第 3 種農地となります。続いて 2. 一般基準です。1 転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と残高証明書から問題ないことを確認しております。2 転用行為の妨げとなる権利を有するものの同意の有無については、登記簿謄本から申請人の土地であることを確認しております。3 申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された事業計画書から許可後すぐに着工することを確認しているため○としています。6 転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので○としています。8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された被害防除計画と水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第 28 号-2 について、当該委員さん何かございましたら。

辻委員 先ほど現地を確認していただいたとおり、周囲に農地はなく問題ないと考えております。

議長 ほかに何かご意見、ご質問等ありましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第 28 号-3 について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の 3 ページ目の上段をご覧ください。譲受人と譲渡人は記載のとおりで申請地は 1 筆です。場所が糠塚 1330-1、地目が畑、面積が 1,539 m²、区分が農振白地、権利内容は所有権の移転で、転用目的は資材置き場です。

19 ページと 20 ページに位置図を載せています。場所としては黒山の三叉路から芦屋町へ抜ける道、国有林沿いの道のそばの農地となります。21 ページが計画図です。10m幅の進入口を設け、正面道路沿いに駐車場を 3 台、東側に鉄骨関係の資材置き場、南側に作業スペース、中心部はトラック等の通路となります。造成についてはならず程度で、その上に碎石を敷いて完成となります。上水と下水は使用せず、雨水については基本自然浸透ですが、進入口側に傾斜を設ける計画です。また、被害防除対策として、周囲を 1.5mの高さの防護柵で囲います。

それでは別紙でお配りしております許可基準チェック表の 3 ページをご覧ください。1. 立地基準については、第 1 種・3 種以外の農地であるため第 2 種農地となります。続いて 2. 一般基準です。1 転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と残高証明書から問題ないことを確認しております。2 転用行為の妨げとなる権利を有するものの同意の有無については、登記簿謄本から申請人の土地であることを確認しております。3 申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された事業計画書から許可後すぐに着工することを確認しているため○としています。6 転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので○としています。8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された被害防除計画と水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。また、先ほどの現地確認の際にハウス側の農地に雨水が入らないようにとの意見がございましたので、許可書発行の際には申請者へ対応を依頼します。説明については以上です。

議長 担当委員として事前に説明を受けましたが、特に問題ないのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。それでは何かご意見、ご質問等ありましたら。はい、山田委員。

山田委員 将来的に事務所が出来るような計画はあるのか。

事務局 資材置き場としての利用のみで計画が申請されておりますので、現時点では事務所が出来る予定はありません。

議長 ほかに何かご意見、ご質問等ありましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第 28 号-4 について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の 3 ページ目の下段をご覧ください。譲受人と譲渡人は記載のとおりで申請地は 1 筆です。場所が糠塚 1234-1、地目が畑、面積が 1,154 m²、区分が農振白地、権利内容は賃貸借権の設定で、転用目的は運送車両の駐車場です。

23 ページに位置図を載せています。場所は先ほど審議いただいた農地のすぐ東側です。24 ページが詳細な位置図、25 ページが計画図で、申請地の北側が駐車場として利用されていますが、この駐車場を今回の申請地まで拡大するものです。造成については表土を 30 cm 剥ぎ取り、同じぶんだけ碎石を搬入します。上水下水は利用せず、雨水については既存駐車場と同じく基本自然浸透となりますが、南側から北側に傾斜を設ける計画です。26、27 ページは造成断面図となります。

それでは別紙でお配りしております許可基準チェック表の 4 ページをご覧ください。1. 立地基準については、第 1 種・3 種以外の農地であるため第 2 種農地となります。続いて 2. 一般基準です。1 転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と残高証明書から問題ないことを確認しております。2 転用行為の妨げとなる権利を有するものの同意の有無については、登記簿謄本から申請人の土地であることを確認しております。3 申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された事業計画書から許可後すぐに着工することを確認しているため○としています。6 転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので○としています。8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された被害防除計画と水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。説明については以上です。

議長 担当委員として事前に説明を受けましたが、特に問題ないのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。それでは何かご意見、ご質問等ありましたら。はい、廣渡委員。

廣渡委員 計画図の西側にある水路は新しく設置する素掘りの水路なのか。

事務局 既存の水路となります。

廣渡委員 断面図を確認すると水路側へ傾斜がとってあるが、大雨のときに砂利が水路へ流れてしまうのではないか。

事務局 傾斜については東から西、南から北と両方にとってあります。既存の G L と変わらないため、よっぽどの大雨でない限りは問題ないと考えます。

議長 ほかに何かご意見、ご質問等ありましたら。はい、木原委員。

木原委員 賃貸借や使用貸借というのは、所有者はそのままでもらうということか。

事務局 所有権は変わらず、貸し出して利用することになります。

議長 ほかに何かご意見、ご質問等ありましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、その他の項に入ります。

【その他の事項】

その他

1. 今後の日程について

○福岡県農業委員会研修大会

- ・日時：令和5年1月24日（火）午後1時～3時30分
- ・場所：福岡国際会議場
- ・参集範囲：農業委員、農地利用最適化推進委員

○北九州支部及び中間・遠賀地区会合同研修会

- ・日時：令和5年2月10日（金）
研修会（午後4時～5時45分）
意見交換会（午後6時～8時）
- ・場所：ぶどうの樹
- ・参集範囲：農業委員、農地利用最適化推進委員

2. 次回の日程について

- ・日時：2月10日（金）午前9時30分から
- ・場所：岡垣町役場 301会議室

議長 それでは、以上をもちまして第10回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人
